

平成24年2月4日

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課企画基準係 御中

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（食品中の放射性物質に係る基準値の設定）（案）等に関する意見について

公益社団法人
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
消費者提言特別委員会（通称 N A C S）
〒152-0031 東京都目黒区中根2丁目13番18号
第百生命都立大学駅前ビル
電話03-3718-4678（代） fax03-3718-4015
eメール advisor-consultant@nacs.or.jp

昨年の発生した東日本大震災で被災された方々及び、福島第一原子力発電所の事故で被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。

平成 23 年 3 月の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により環境中に大量の放射性物質が放出されたことは、原子力発電所周辺の福島県民の生活の基盤を失わせただけでなく、日本中に食品中に含まれる放射性物質による内部被曝により何等かの健康被害が生ずるのではないかという大変大きな不安を与えています。

特に、昨年 3 月に食品中の放射性物質に暫定規制値が設定されてからも、政府の事故後の初期対応の不手際やリスクコミュニケーションの不足により国民の信頼を失ったことで、暫定規制値が多大な内部被曝を招く高い規制値に設定されているのではないかと懸念は現在も払しょくされていません。

また、各地方自治体で行われている 10 万件近い農水産物中の放射性物質の検査結果がインターネットといった限られた情報媒体のみで公表されていることから国民に認知されずに「放射能の危険情報が隠され、国民が多大な健康被害にあう危険に晒されている」との認識が消費者に広く行き渡りつつある事実を、政府は謙虚に受け止めるべきと考えます。このような前提にたって下記意見を申し述べます。

1. 食品中の放射性物質の新たな基準値について

今回食品衛生法第11条1項に食品中の放射性物質の基準が、食品中に許容することのできる放射線セシウムの線量として年間1mSvを基準に決められ、新たに乳児用食品に対して基準値が設定されることについては、消費者の不安解消の観点から概ね妥当と同意します。

ただし、従来の暫定規制値で健康への影響はないとされている中、5mSvから1mSvにセシウムの年間被ばく量をひき下げた今回の基準値については、消費者が「5mSvが危険だったのか」との認識を持つ可能性は大変高いと思われます。政府は新基準値が設定されたことの意味合いを、責任を持って正しく伝える必要があります。

また、新基準値が厳守されて消費者から信頼を得るためには、監視計画を策定し、検査の際の監視、監督の強化が必要になります。その際には、サンプリングの方法（サンプリングのエリアの設定、母数に対してどれだけの場所からどのくらいの量を測定するのが妥当なのかなど）や検査機器の校正や公定法の準拠状況等、測定方法の妥当性も含めて、今回の基準値がどの程度「安全性の確保」に対して意味をなすのかという点についても説明を求めます。

また、検査にかかるコストや、基準値超過で廃棄される食品のコスト、基準値超過が見込まれる地域の生産者への賠償コストなど、この施策を講じることで生じるコストの推定値もあわせて説明してください。これらのコストは最終的に税金として私たち消費者が負担することになります。食品安全行政の施策はALARAの原則に従って行われるべきであり、今回の新基準値設定がこの原則に従って行われていることを証明してください。

2. 加工食品への基準値適用の考え方について

乾燥食品や茶、こめ油について、原材料の状態と食べる状態を考慮するとの考え方が明確になった点については、消費実態に合っており、妥当と考えます。

3. 乳児用食品の基準値について

今回新たに乳児用食品に基準値が設定されることは、食品安全委員会が食品健康影響評価書の中で「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性(甲状腺がんや白血病)を指摘していることを反映したものであり、概ね妥当と考えます。ただし、乳幼児用の範囲に含まれる乳幼児用食品（お菓子や飲料）については、範囲が不明確でわかりにくいです。範囲を明確にしてください。また、過度に安全性を標ぼうすることで価格の上昇を招かないように、消費者庁と密接に連携して監視して違反に関しては厳正に対処してください。

4. 経過措置について

一部の商品について、その含有する放射性セシウムの濃度に関して経過措置が定められていますが、複雑でわかりづらいです。米と牛肉、大豆が例外となって経過措置を受けられる理由の説明を求めます。

5. 消費者啓発への取り組みについて

被災地の農産物や水産物を購入することで、被災地の農業や漁業を支援したいと考える消費者も多くいると思います。

消費者も放射性物質の基準や検査について知識・理解を高めていかなければなりません。

そのために提供される情報を受け止める消費者に対しての取り組みも必要です。「ゼロリスクこそ正しい」という風潮が助長されるようなことがないように、放射性物質の基準や検査についての正確な認識を持ち、その意味を理解する力（リテラシー）を高めていく取り組みが非常に重要です。

このことは、放射能の問題だけではなく、食品の安全性、安定供給と適切な消費（食べられるものを捨てない）を確保する上でも重要と考えます。

6. 今回の省令及び法律改正手続きについて

本来食品衛生法における食品中の放射性物質の基準を設定する際には、食品安全委員会から食品健康影響評価の答申を受けたのち、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会における審議と、文部科学省の放射線審議会での審議結果を踏まえたうえで、パブコメによる国民からの意見の募集をおこなうことになっているはずですが、ところが、本件については、未だ放射線審議会の議論が終了していないにもかかわらず、パブコメが開始され、それとほぼ同時にWTO通報まで出されています。

厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会での審議開始前に、4月から施行の新基準値を公表しています。これは本件については最初から結論ありきで、始めから審議会での提言や国民からの意見を反映する意思は全くないと思わざるを得ません。

今回の福島原子力発電所の事故については、消費者基本法で認められている消費者の権利のうち、「安全が確保される権利」「必要な情報を知る権利」のみならず「消費者の意見が反映される権利」が実質的に侵害されている証左であることを最後に申し添えます。

以上